

大阪市空家等対策協議会（第9回専門部会）会議録

○日 時 令和2年3月4日（水） 午後2時00分開会

○場 所 大阪市役所 屋上階 P1会議室

○議 事 等 1) 「〇〇区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」案について
・意見公募結果について
・指針案及び今後の進め方
2) 特定空家等の個別の指導状況等 ※非公開

○出席委員 4名

委 員	阿部 昌樹	委 員	昇 勇
	岡 絵理子		難波 里美

開会 午後2時00分

○阿部委員 そうしましたら、定刻になりましたので、ただいまから第9回の大阪市空家等対策協議会の専門部会を開催させていただきます。部会長を務めております阿部でございます。よろしくお願いいたします。

今日の議題、お手元の次第にありますように大きく2つありまして、1つは、これまで議論してきました勧告の時期などに関する指針につきまして、市民意見公募の結果が出たということですので、それを踏まえて最終案を説明していただいで確定していくという、そういう作業が1番目ということになります。

それから2番目は、たくさんまだ特定空家、勧告が必要かもしれないものがあるということですので、これまで勧告してきたものなどについての現在の状況ですとか今後の方針などについて説明していただいで、それを議論するというのが2番目の議題ということになります。

1 番目のほうは、一般的なルール、指針の話ですので、公開ということになります。それに対して2 番目の個別の状況につきましては、まさに一つ一つの個人の所有物に係る話ですので、個人情報に関わる問題ということで非公開ということで、2 つ区別して議論していくという、そういう扱いになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここでまた事務局のほうにお願いします。

○有信 司会進行をさせていただきます都市計画局建築指導部企画調整担当課長の有信でございます。委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止に向けての2 点お願いがございます。会議中に、せき、くしゃみ等が出る際には、マスク、ハンカチ等で鼻、口を覆うなど、せきエチケットの徹底にご協力をお願いいたします。また、既に入り口で案内させていただいておりますけれども、アルコールポンプを用意しておりますので、休憩中など適宜、手の指の消毒をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、会議の公開・非公開についてですけれども、部会長からご案内いただきましたように、議題1 の終了までを公開の会議として行いまして、議題2 については個人情報保護の観点から非公開となっております。議題1 と議題2 の間には10分の休憩を設けさせていただきます。

続きまして、お手元のお配りしております資料の確認をさせていただきます。

着席させていただきます。

本日の次第が表紙になっているものと、資料1-1、意見公募結果について、これはA3のものとなっております。資料1-2、指針案及び今後の進め方ということで、指針案が表に示されているものになります。よろしいでしょうか。

なお、議題2 の資料につきましては、議題1 の公開会議の終了後にお配りさせていただく予定です。

それでは、改めまして、委員の皆様を、お手元の次第のページをめくっていただいたところなんですけれども、次第の大阪市空家等対策協議会（第9回専門部会）委員名簿に従って、ご紹介させていただきます。

部会長の大阪市立大学大学院法学研究科教授、阿部昌樹様でございます。

○阿部委員 阿部です。よろしくお願いいたします。

○有信 部会長代理の関西大学環境都市工学部建築学科教授、岡絵理子様でございます。

○岡委員 岡と申します。よろしくお願いいたします。

○有信 公益社団法人大阪府建築士会の昇勇様でございます。

○昇委員 よろしく申し上げます。

○有信 不動産鑑定士の難波里美様でございます。

○難波委員 難波です。よろしくお願ひいたします。

○有信 以上4名の皆様です。

次に、出席しております本市職員を紹介させていただきます。

なお、本日の会議につきましては、コロナウイルス対策といたしまして、最小限の人数で絞った出席者としております。

大阪市区長会議まちづくり・にぎわい部会空家等対策検討会会長、阿倍野区長、宝田でございます。

○宝田 よろしくお願ひいたします。

○有信 阿倍野区役所市民協働課長、松下でございます。

○松下 よろしくお願ひいたします。

○有信 西成区役所地域支援担当課長、川上でございます。

○川上 よろしくお願ひいたします。

○有信 生野区役所地域まちづくり課長、中村でございます。

○中村 よろしくお願ひいたします。

○有信 大正区役所地域担当課長、三宅でございます。

○三宅 よろしくお願ひいたします。

○有信 住吉区役所政策推進課長、近藤でございますが、所用により急遽休みとなっております。

次、東住吉区役所政策推進課長、森本でございます。

○森本 よろしくお願ひいたします。

○有信 住之江区役所子育て・地域福祉担当課長、坂田でございます。

○坂田 よろしくお願ひいたします。

○有信 都市計画局建築指導部監察課長、中坊でございます。

○中坊 よろしくお願ひいたします。

○有信 続きまして、大阪市区長会議まちづくり・にぎわい部会の空家等対策検討会会長の宝田区長より一言挨拶させていただきます。

○宝田 皆様、こんにちは。今、司会のほうからご紹介賜りましたけども、阿倍野区長、

宝田でございます。関係区長によります空家等対策検討会の会長を仰せつかっておりますので、本日は区長会議を代表して専門部会のほうに参加をさせていただいております。

今お話がありましたように、当専門部会も回を重ねて9回目ということになってございます。非常に大きな時間をお割きいただきましたのは、今、阿部部会長からもございましたけども、新たな指針案と申しますか、この辺を本当に時間をかけてご議論を頂戴したということでございます。改めて本当に心から御礼を申し上げたいと存じます。

それを今後運用していくということなんですけども、それに当たって、これは大阪市のルールでございますけども、一般の市民の方々に広く意見公募という手続を踏まさせていただきました。いろんな形のご意見を頂戴しております。その辺も委員の皆様方に十分に踏まえていただきまして、今後の進め方にまたご助言、ご指導を賜ればというふうに思います。

この間、私は今年度、この関係の担当区長を仰せつかっておりましたけども、非常にやはり大阪市、大阪市民の方々の空き家の問題に対する問題意識がこれだけ高かったんだなということを改めて勉強させていただいたところでございます。逆に言うと、委員の皆様方へのご指導とご鞭撻に期待するところ大でございますので、今年度は恐らく最後の場になると思いますけども、どうぞよろしく願いいたします。

最後になりますけれども、司会からありましたけども、新型ウイルスですか、非常に春のシーズン、いろんなイベントがキャンセル、キャンセルになっておまして、特に学校の関係で申しますと、ちょっと寂しいなという感じも拭えんわけですけど、安全と安心のために致し方ないのかなと、ご理解、ご協力を賜っておるところも一方でございます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○有信 次に、本日の専門部会の議事録確認についてですけれども、今回も記録責任者2名を指名させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事録の記録責任者といたしましては、阿部部会長と岡委員にお願いしたいと思っております。

これより議事に入りますので、議事進行につきましては阿部部会長のほうにお願いしたいと思います。

○阿部委員 そうしましたら、議事に入ってまいりたいと思います。

まず、議事の1の、特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針案についてですけれども、意見公募がこの間行われまして、幾つかの意見が出てきたということ

です。その意見をご紹介していただくとともに、それを踏まえて最終案がほぼ固まったということで、それについて、それでいいかどうかということ協議してまいりたいというふうに思います。

それでは、これは検討会のほうからですね、議題1の説明をお願いいたします。

○松下 阿倍野区役所市民協働課長、松下でございます。失礼いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、議題1の今ご説明ありました案につきまして、資料1-1、A3の横長の資料があるかと思えます。それをご覧ください。

危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針というふうに銘打っておりますが、これまで当専門部会におきましても度々議論を重ねていただきまして、案のほうの作成に至った次第でございます。この案を先日、1月28日から2月27日までの1か月間なんですが、意見公募という形でホームページ、区役所等で配信・配架をさせていただいて、ご意見を募集させていただきました。そうしたところ、この期間内に意見の受付件数としましては5件、内容としましては9項目のご意見をいただき、一覧表に取りまとめをさせていただきました。意見につきましては、本制度指針案に関係ある内容について要約をして掲載をさせていただいております。

まず一番左の端、事項ということで、これが指針案の第1、第2、第3、第4というふうに分かれておりますので、それごとに整理をさせていただいたものでございまして、まず第1につきましては1点のご意見が出されております。意見の概要としまして、危険であればすぐに指導を強化してくださいという意見に対しまして、本市の考え方を右欄に述べさせていただいております。勧告を行う時期の基準の指針——本指針ですが——を定めることによりまして、是正の取組みを一層推進できるというふうに考えてございます。

それから、第2のところにつきまして1点、ナンバー2番の意見でございます。危険度2は評点が100を超えている、危険度2も除却相当と読めるが、指導が不十分ではないかといった意見。これに対しまして、本市では、本指針の別紙「保安上危険な建築物の判定表」によって、「建物の危険度を点数化した評点」及び「敷地周辺の状況から見た崩落、落下による影響が敷地外及び第三者に危害を及ぼすおそれの有無」を判定しまして、これらの評点及び危害を及ぼすおそれの有無を総合判定することで、相当する指

導等のレベルを決定しているという説明をまずさせていただきました。その後、評点が100を超えている特定空家等につきましては、危害を及ぼすおそれのあるものを危険度3、また、危害を及ぼすおそれのないものを危険度2というふうに判定して、それぞれ相当する指導を行っているという考え方を述べさせていただいております。

それから、第3のところにつきましては、4点ほどご意見がございまして、まず、ナンバー3につきましては、判定日から起算して、おおむね12か月以内という期間は長い。期間の根拠を示してほしい。このご意見につきましては、本会議でも議論をたくさんいただきました。ここにしまして、考え方として、これまでの指導期間の実績より、通報を受けまして、危険特定空家等と判定をしてから、全所有者の特定までを3か月、それから法第12条に基づく情報提供と助言及び法第14条1項に基づく助言・指導を複数回実施しまして、トータルその期間を9か月と想定しまして、それらの積み上げにより12か月というふうに考えていることを回答をさせていただいております。

4番目、これは指導を受けておられる側からのご意見と思われませんが、閉鎖的借地に建つ空き家を解体することの困難さを理解し、行政は勧告するだけの権限ではなく、是正できない理由の解消についての権限はないのか。この指針は行政向けであって、所有者を排除、攻撃するだけと思えるといったご意見。これにつきましては、法の趣旨を述べさせていただいております。適切な管理が行われていない空き家等がもたらす問題を解消するためには、法第3条において、行政主体の責務に関する規定の前に「空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」というふうに規定されておりました、第一義的には空家等の所有者が自らの責任によりの確に対応することが前提となっております。当指針は、特に危険性が高い特定空家等を速やかに是正することを目的としたものですというふうに考えさせていただいております。

5番目、勧告の妥当性について、空家等対策協議会（専門部会）に意見を諮ると余計に時間がかかるが必要かというところですが、これは本市の空家等対策計画の中に定めておりますが、本市では、全市的な判断の妥当性や統一性を確保するため、空家等対策協議会（専門部会）に意見を諮り、判定表や指導履歴等、各分野で判断材料となる資料を基に協議を行っています。ただし、緊急を要する場合や助言・指導の段階で既に専門部会に諮っているものについては、省略することができるとしてあります。また、これまでも先生方からご意見もいただいておりますとお聞きしておりますけれども、指針を

実施していく中で、勧告を行うまでの時間がかからないような運用を今後、引き続き検討してまいりますと回答させていただいています。

6番目、これにつきましては、時期の基準という指針であるのに「勧告が妥当と判断する場合」というふうに、時期とは違うことが記載されているのではないですかと。また、「速やかに」という表現につきましても、時期を定める指針としては不明確ではないですかというご意見でした。これにつきましては、本指針案では、空家等対策協議会（専門部会）に諮った後に、一連の手続を経た上で勧告に至るということをまずお答えをさせていただきました。それから、空家等対策協議会（専門部会）における意見として、勧告が妥当である場合は、市としての意思決定を行い次第、勧告してまいりますということで、後段が「速やかに」というところに対しての回答をさせていただいております。

それと、指針の第4につきましては、1点、7番のご意見でございます。期間内に意見を諮ることが困難と認める場合とあるが、どういう場合なのか。また、困難と認める場合の事例と期間延長について指針の中で示すべき。ここにつきましては、本指針制定の検討時点では、疾患等により所有者に意思能力があると認められない場合とか、除却にかかる契約締結を既に行っているというような場合、是正への意思表示が明確な場合等を想定しておりますけれども、個別案件ごとの状況に応じまして、各区長が判断すべき事項とさせていただいているため、空家等対策協議会（専門部会）に報告することで妥当性を担保しているというふうに回答させていただいています。

その他としまして、2点、まず8番目ですけれども、勧告をする際に、氏名、住所を公表するぐらいのことをしないと効果がないのではないかとといったご意見に対しまして、勧告というのは行政指導の一環でありますので、氏名とか住所の公表は行っておりません。勧告をすることで是正に向けた一定の効果があると、これまでの経験からそういうふうに認識をしておりますという回答をさせていただいています。

それと、最後、9番なんですけれども、特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、これは別のガイドラインですけれども、勧告の「相当の猶予期限」というのが、その中で示されていますよというご意見。これにつきましては、本指針については、勧告をするまでの期間を定めるものでありまして、このご意見にあります勧告の「相当の猶予期限」というのは、法第14条第2項におきまして、相当の猶予期限をつけて必要な措置を取ることができると定められています。ですか

ら、我々が定めたいのは、勧告までの期間の定めをしたいとおっしゃっているのは、14条2項で勧告を打つ際に、例えば何か月の猶予を与えて是正をしてくださいというような内容の勧告を打ちますので、そういった事柄で、若干ここは異なっておりますよという意味でございます。

それで、本市の考え方で今述べさせていただきましたように、この間、ご議論いただいて作成した原案につきまして、基本的に影響を与えるものでもないという判断をさせていただきまして、この原案をもちまして、策定させていただきたいというふうに考えております。

なお、原案につきましては、次の資料1－2のほうに全文を掲載させていただいております。

それから、資料1－2の裏面のほうに別表で、回答の中でも出てまいりました保安上危険な建築物の判定表、この判定表に基づいて、それぞれの危険度を算定しているというような根拠になるものでございますが、そういった資料をつけさせていただいております。

それと、今後のスケジュール案の記載を最後にさせていただいておりますけれども、本専門部会で本日ご議論をいただきまして、その結果をもって本市として案の策定の最終決定とさせていただいた上で、令和2年3月、今年度内、今月末までに、各区役所において統一様式の指針を制定しまして、指針に基づく指導を開始してまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○阿部委員 ありがとうございます。ということで意見がこれだけ出てきたわけですが、基本的には既に意見公募の対象となっている指針案で変更の必要はないというふうには、市というか、協議会としては判断したということですね。

ということですが、いかがでしょうか、ご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願ひします。

○岡委員 ちょっと離れていたもので、理解が及んでいないところもあります。先ほど危険度の判定の話がありました。100点を超えていて危険度2と3の違いというのは、周辺に危害を及ぼすかどうかというところで決められているところにも書いてありますが、これは見直しというのはどういうタイミングでするか決まっていたか。

例えば、台風が来て、今まで2だと判断してたものが、どう見てもこれは3だということが起こり得ると思います。危険度の見直しをするという時期は決まっていたかどう

かを、教えてください。

○松下 今、岡委員がおっしゃったのは、現在判定したものを再度見直していくようなところでよろしいでしょうか。

○岡委員 はい、そうです。

○松下 それにつきましては、これは各区で管理物件というか、通報を受けて指導している物件というのを管理させていただいていますので、それについては、職員により定期的に巡回をして確認をしています。ですから、状況が変われば、もちろんそういう1から2とか、2から3とか。

○岡委員 あるいは、点数でもそうですね。

○松下 そうですね。そこで見直しをして、ひどくなっておれば当然そういうような形で。

○岡委員 それは随時やっているという。

○松下 はい、そうです。管理物件の巡回のときに判断をさせていただいています。

ただ、通報を受ける場合もございますし、今まで少々問題があったのが、よりひどくなっているというパターンもあります。1から2とかいうような変更を伴わない場合でも、そういった場合については、この12条の情報提供とか14条1項の指導の中で、新たに状況が変わっていますよということを指導させていただいております。

○岡委員 分かりました。回答はこれでいいと思いますが、一度判定してしまったものは変わらないような印象を受けてしまわれて、質問されているんじゃないかなと思った次第です。

○阿部委員 その点については、前の専門部会でもちょっと別の観点から議論になって、第3の1の「区長は、市民等からの通報等により確知した特定空家等を「保安上危険な建築物の判定表」によって初めて危険特定空家等と判定し」という、この「初めて」というのが、それまでは危険度2の判定やったんだけども、ある段階で3というふうに判定を変えた場合には、3というふうに判定を変えた時点が初めて危険特定空家等と判定した時点になるということで、一連の流れの中で、いきなり危険度3となる場合もあるし、何か途中で、それまで2だったものが3になったり、1だったものが3になったりという、そういうこともあり得るねということで、「初めて」という、こういう表現になっているということでした。

○岡委員 はい、ありがとうございます。

○難波委員 回答案のほうはこちらでいいかと思います。細かい話になりますが、この回

答についてはホームページでアップすると聞いておりますので、文言の統一をされたほうがいいと思います。まずナンバー4の「本市の考え方」の一番最後の行は「当指針」となっていますが、ほかのところでは「本指針」になっていますので「当」か「本」かで統一すべきだと思います。

同じく5番目の「本市の考え方」の一番最後の行の「また、指針を実施」というところも「本指針」と統一されたほうがいいと思います。

6番目の「本市の考え方」の「本指針案」も、ほかでは「案」がついておりませんので、ここも「案」を取るのか、それとも、全て「本指針案」とするのか、これも統一されたほうがいいと思います。

それから、9番目の市の回答のところ、指針の前に、「本指針」か「当指針」か統一された方がよろしいし「案」もつけるのかとるのか統一した方がよいと思います。更に「勧告を行うまでの期間を定めるものであり、」の後に、お尋ねはガイドラインの「相当の猶予期限」をお尋ねなので、ここの「、」の後に「ガイドラインにおける勧告ので「相当の」、「の」入れをして、「猶予期限」は、」というふうに修正されてはいかがでしょうか。ホームページでご回答をアップするのであれば、文章的にも統一されてはいかがかと思いました。

以上です。

- 松下** 難波先生、ご指摘ありがとうございます。修正の上、きっちりと掲載をして、ホームページ等で公表させていただきたいと思っております。ありがとうございます。
- 昇委員** 私も先ほどの岡先生の意見のところをもうちょっとお聞きしたいなと思っただんですけども、やっぱり第三者に危害を及ぼすおそれがあるものというのは、これは何か基準があるわけではないんですよね。要は道路から敷地の距離とか、いろいろ考えられますよね。瓦一枚道路にぼんと落ちたら、やっぱり危ないとかというのもあるし、1メートル離れば安全かとか、そういうこともありますし、何かその辺もう少し基準があったんかどうかの確認をさせていただきたいなと思いました。
- 有信** 先ほどのお話なんですけれども、資料1-2の裏面のところに今まさに説明しております判定表がございまして、こちらのほうの2番のところに記載されております敷地周辺の状況から見た崩落、落下による影響が敷地外及び第三者に危害を及ぼすおそれという形になっておりまして、確かにこれがどれぐらいの距離なのかというところは少し曖昧にはなっております。

ただ、やはり特にあるのは人通りの多い道路等が前にある場合には必ずここに当たる
であるとか、道路に接しているかどうかとか、そういった点がこれを判断する判断材料
になっておりまして、全く隣接地同士となっていた場合には、もちろん相手の建物の状
況によりますけれども、庭とかがあって、そういう落ちるとかいうことであれば、危険
とかいう形もありますけれども、そういうところで判定しているような内容になってお
ります。

○昇委員　そういう場合にバリケードなんかをして、要は最悪を防ぐというようなこと
でよくするんですが、そういう場合はどうなるんでしょうか。直接当たらないけども、
バリケードの前でとめるとか、そういうケースってよくあると思うんですけども。

○松下　昇委員のお尋ねの件ですけれども、まず、これは区役所に通報がありましたら、
区の複数の職員で目視、調査に参ります。そのときに、まずこの職員の判断で周辺状況
を勘案して、そういう危険度を判定していくことも多いのですけれども、まさにもう今、
危険であるというような、今のバリケードの話なんかはそうなんですけども、全体的に
建屋が危ないということでもなしに瓦が一枚落ちかけでも、これは危険ですので、そうい
った場合は、区役所で備品として持っていますコーンとかテープとかをまず貼って、直
ちにその影響のあるようなところは立入りできないような措置を取ります。それから、
消防と連携をしまして、応急危険の排除というようなレベルでしかないのですが、まさ
に落ちかけのものは、消防に落としていただくというようなところの対応をさせていた
できます。

あと、先ほど危険度判定のところ、明確という基準が難しいかなというところなん
ですけども、そこについては、職員が複数で判断をするんですが、ただ、そこでも判断
がつかないような場合につきましては、都市計画局の専門職等と連携をしまして、実際
に立ち会っていただいたりして、判定をしているという例もございます。

○阿部委員　ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

僕のほうでちょっと気になったことなんですけど、先ほど4の意見については、実際
指導対象になっている人からじゃないかみたいな話がありましたけども、やったとお
りと違うかという気もしないでもないですけども、市の方針としては、基本的にはまさ
に所有者が責任を負っているということは間違いなことなんですけども、ただ、ちょ
っとつけ足しで、適切な対応方法などについては市としてもアドバイスをしたり、ある

は専門家に相談するようなルートをつけたりはしているわけですから、全ておまえ一人で勝手にやれというような態度をとっているわけではないよということは、ちょっと書いておいたほうがいいのかという気はいたしました。

○松下 阿部委員、ありがとうございます。

先生おっしゃるとおり、我々のほうも専門家団体といろいろ連携、まさに協議会に参加いただいている方々はそうなんですけども、そういった方々の団体と連携して、ご相談窓口も広く構えていただいていますので、そちらへ実際ご案内をするという例も多々あります。つけ加えをさせていただきたいと思います。

○阿部委員 ほかにいかがですか。

これは全然ついで的に、書く必要はないことなんですけども、勧告は氏名、住所を公表したらいかんのかということについてですけれども、まず今の段階では勧告はそれなりに実を上げているから現状でいいと思うんですけども、将来的には、例えば並行条例みたいな形で別途条例を定めて、勧告内容を公表するというような方向もないわけではないと思いますので、この点は今後の話ですけれども、勧告は指導だから絶対公表できないんだということでもなくて、本来であれば、純粋な指導とすると固定資産税の特例を外すというのも不当な制裁になりかねない話であって、指導的なものにある種の制裁的なものを付加するということは規定があれば認められることですから、現時点では勧告に一定の効果があるから特に付加的な制裁的なものはつけないけれども、将来的にはそういう可能性もあるということは、ちょっと留意しておいたほうがいいのかという気がいたしました。非常に本格的な話で恐縮ですけれども、現時点では当然これで結構ですということです。

○松下 ありがとうございます。

○阿部委員 ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、今はあくまでずっと意見への対応でしたけども、最終的な結論としては、お手元にある資料1-2のこの内容で確定ということによろしいかということが最終的な確認事項になろうかと思えますけども、これでよろしいという。

そうしましたら、今後、では、〇〇区がいろんな区になった24の指針が定められて、4月からその指針に基づいて指導等が行われていくという、そういう手続になるわけですね。

○松下 手続につきましては、部会長がおっしゃったように、この「〇〇区」がそれぞれ

阿倍野区であるとか区の名称が入ります。統一の様式ということで、区長会議でも協議をさせていただいていますので、統一様式を各区で定めて今年度内、3月中には運用していきたい。下旬の日付が入ってくるものと想定していますが、本年度内にはこの指針を策定し、同日から運用というように考えております。

○阿部委員 ありがとうございます。

ちなみに、この指針というのは、当然やっぱり市民に周知する必要があると思うんですけども、区の指針ということになると、それぞれの区ごとに区のウェブサイトで公表するというような形になるんですか。市民への周知方法について、ちょっと確認しておきたいんですけども。

○松下 各区で策定します指針ですので、各区のまずはホームページ等で公表していくように考えております。全市的というところにつきましては、今後また公表の方法については検討していきたいと思えます。

○阿部委員 ありがとうございます。

ということよろしいでしょうか。

そうしましたら、ここまでが公開部分ということで、この指針が確定したということになります。これから、次の議題2については非公開ということで、ここで資料の配付ですとか手続的に10分程度の休憩を入れるということが先ほどご説明にありましたけども、そのようにさせていただきたいと思えます。

何かの補足的なことがありましたら。

○有信 ここまでが公開の会議になっておりまして、ちょっと申し訳ないんですけども、傍聴、報道の方におかれましては、これ以後はご退席のほどよろしく願いいたします。

10分後ですので、皆様におかれましては、2時48分に再開いたしますので、よろしく願いいたします。